

議案第126号

町の区域の変更について（此花区）

此花区の一部において、次のとおり町の区域の変更を行い、その施行期日は市長が定める。

町名	変更内容
夢洲東一丁目	別図中斜線で表示された地域を編入する。

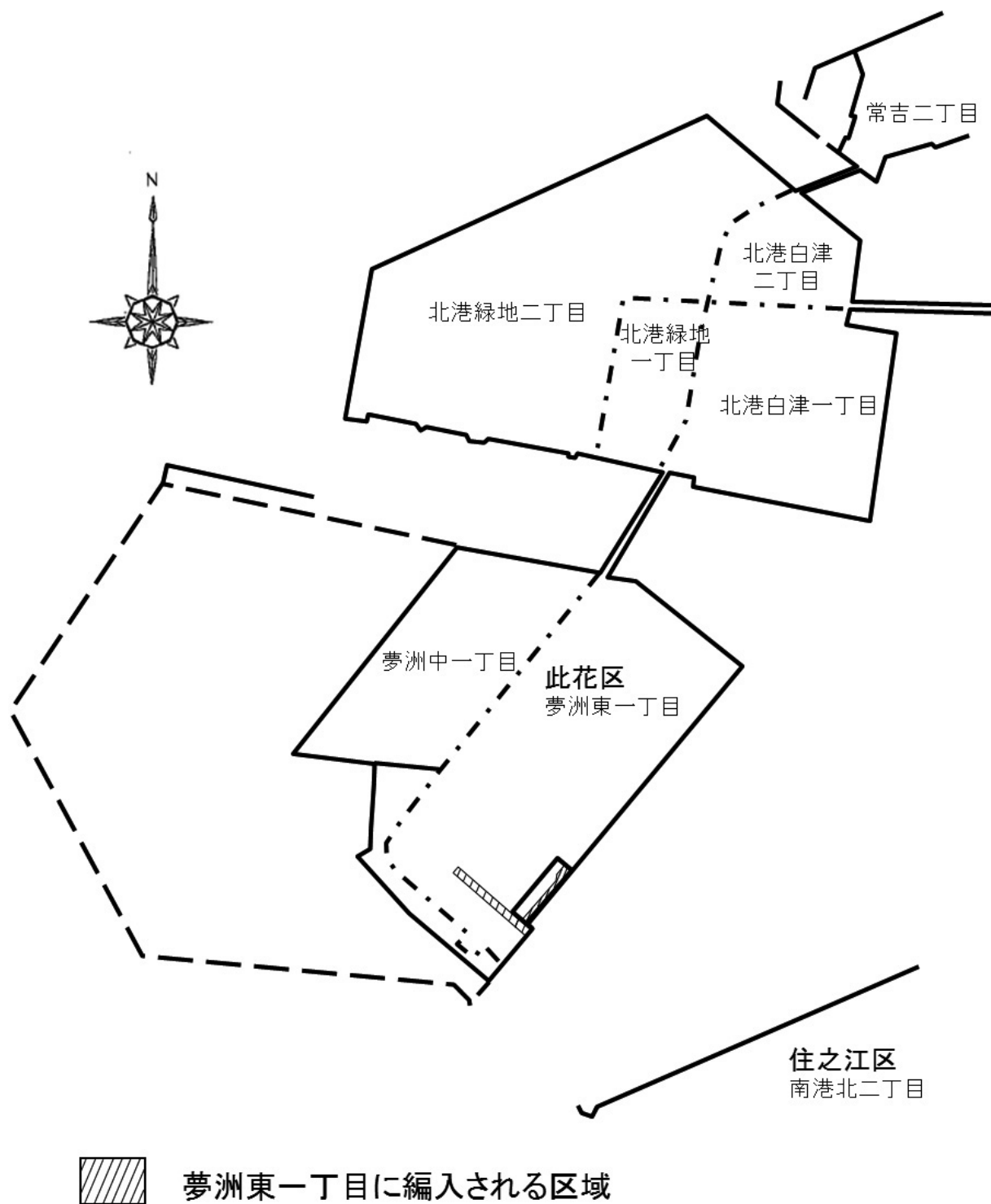
平成29年5月16日提出

大阪市長 吉村 洋文

説明

此花区の一部において、町の区域の変更を行うため、地方自治法第260条第1項の規定により、この案を提出する次第である。

別図



(参 考)

地方自治法（抄）

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

省 略